

## 問い合わせ先(税関相談官)

函館税関 ..... 0138-40-4261  
札幌税関支署 ..... 011-231-1443

東京税関 ..... 03-3529-0700  
羽田税関支署【航空貨物】 ..... 050-5533-6988  
羽田税関支署【旅客・手荷物】 ..... 050-5533-6962  
成田税関支署【旅客・手荷物】 ..... 0476-34-2128~9  
成田航空貨物出張所【航空貨物】 ..... 0476-32-6020  
大井出張所 ..... 03-3790-6803

横浜税関 ..... 045-212-6000  
本牧埠頭出張所 ..... 045-625-5037

名古屋税関 ..... 052-654-4100  
中部空港税関支署 ..... 0569-38-7600

大阪税関 ..... 06-6576-3001  
関西空港税関支署 ..... 072-455-1600  
南港出張所 ..... 06-6614-5345

神戸税関 ..... 078-333-3100

門司税関 ..... 050-3530-8372  
福岡空港税関支署 ..... 092-477-0101  
博多税関支署 ..... 092-263-8235

長崎税関 ..... 095-828-8619

沖縄地区税関 ..... 098-863-0099

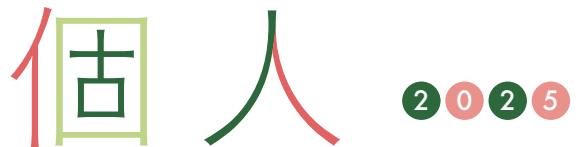
<https://www.customs.go.jp>

税関  検索



[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/  
c-answer/topcontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/topcontents_jr.htm)

税関手続き FAQ  検索



## 海外通販などに 関する手続や その流れ

このパンフレットでは、  
国際宅配便などを利用した  
輸出や輸入を行う皆様に、  
通関手続や関税の解説を紹介しています。



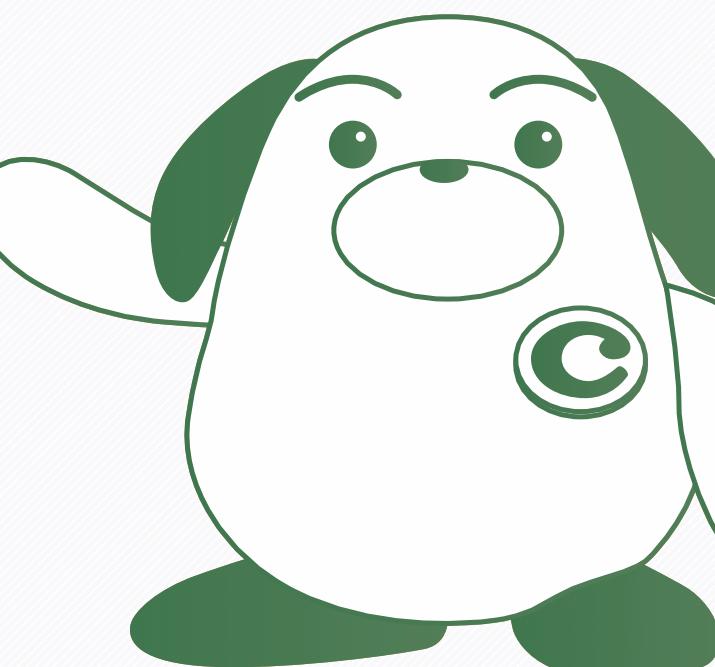
## 目次

### 輸 入

Q1：海外通販などで購入したときの通関手続や流れ はどのようになるのでしょうか？	02
1.国際宅配便を利用して輸入	02
2.一般貨物として輸入	04
Q2：輸入が禁止又は規制されている品物にはどうい うものがありますか？	07
輸入が禁止されている品物	07
輸入が規制されている品物	07
Q3：関税について教えてください。	09
課税価格が1万円以下の場合	09
総額20万円以下の貨物の場合	10
総額20万円を超える貨物の税率	11

### 輸 出

Q4：輸出が禁止又は規制されている品物には どういうものがありますか？	12
輸出が禁止されている品物	12
輸出が規制されている品物	12
Q5：海外通販で個人用物品を輸入しましたが、注文 したものと異なっていたので、海外へ返送（輸出） しようと思います。輸入した際に支払った関税等 の払戻しを受けるためにはどのような手続が必要 ですか？	13
関税等の払戻し手続について	13



## Q1

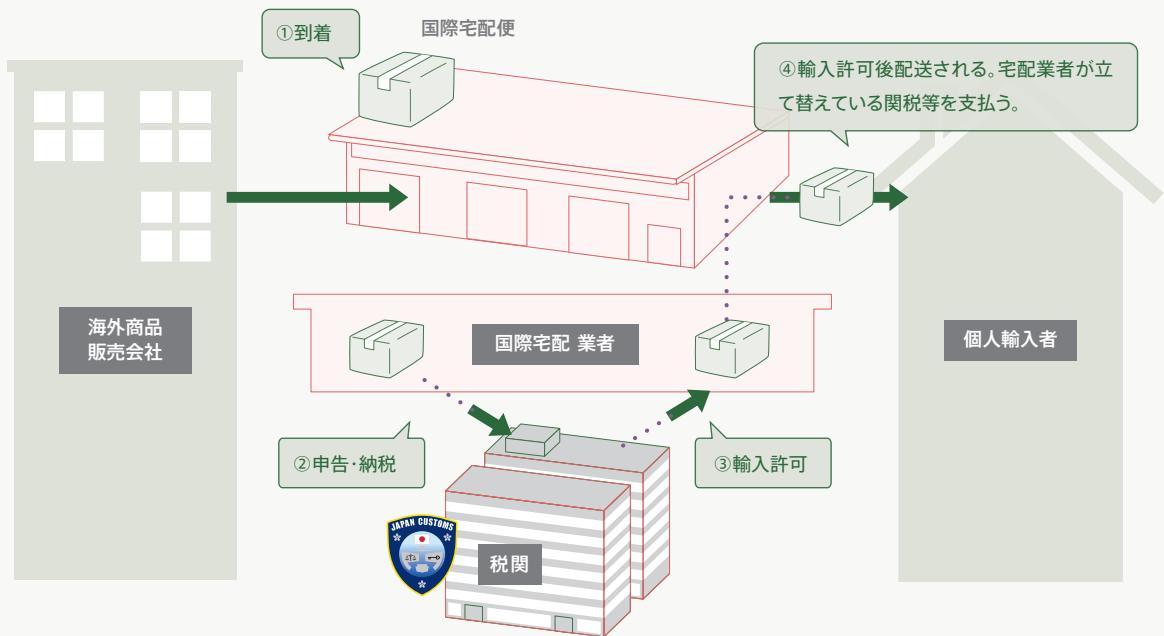
海外通販などで購入したときの通関手続や流れはどのようになるのでしょうか？

A. 荷物が送られてくる形態によって手続や流れが異なります。



## 1.国際宅配便を利用して輸入

国際宅配便を利用した場合の通関手続は、多くの場合、通関業者が代理で行い、自宅等に配達されます。関税等の税金は、現金又は銀行振込などの方法で国際宅配便業者等を経由して支払うことになります。



## 2.一般貨物として輸入

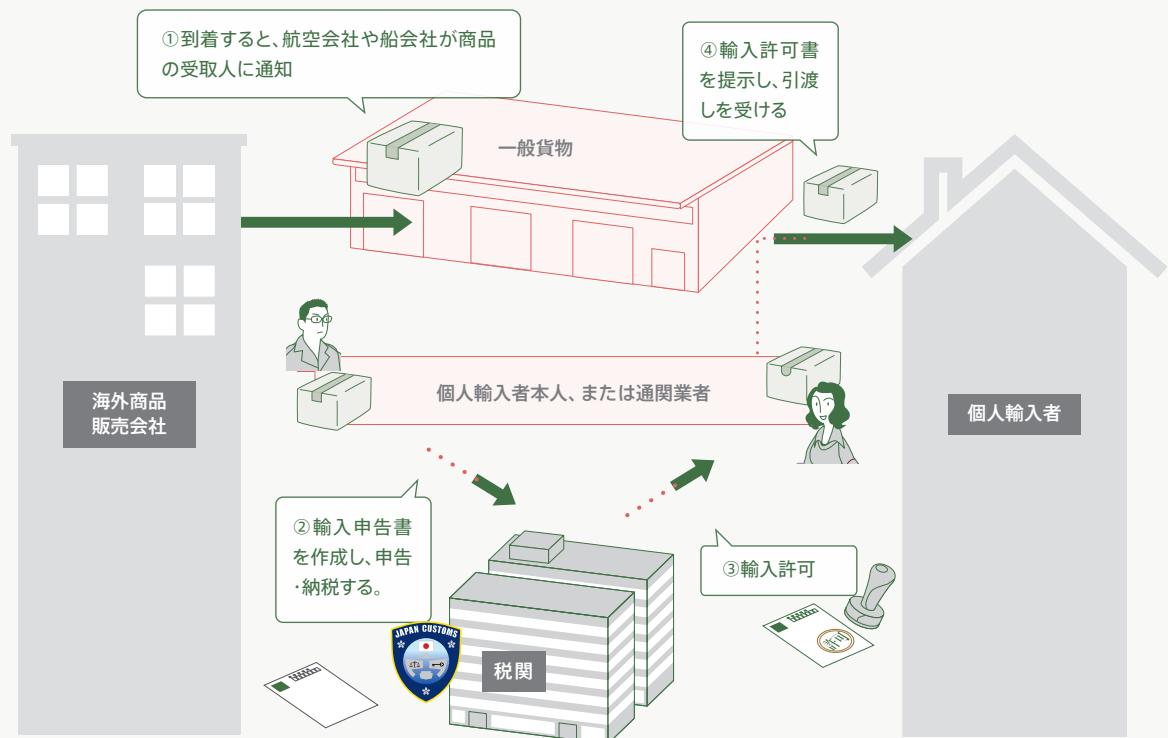
### 貨物、手続の流れ

一般貨物として商品が日本に到着すると、航空会社や船会社などから商品の受取人に通知があります。(取扱業者によっては到着通知がない場合があります。詳細は、航空会社や船会社などに照会してください。)この通知を受けたら、「仕入書」など輸入通関手続に必要な書類を揃えて、輸入通関手続を行う必要があります。(輸入通関手続は、貨物を輸入しようとする者が行うことになっていますが、税関の許可を受けた通関業者に依頼することもできます。)



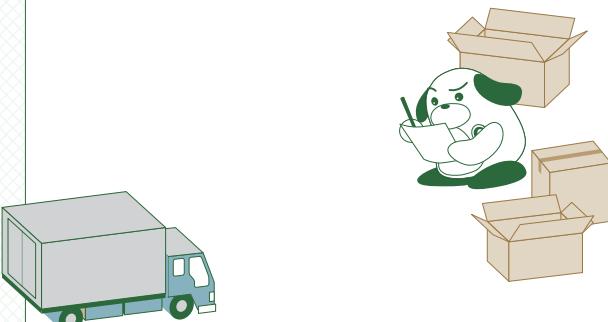
自分で輸入通関手続を行う場合、まず貨物が保管されている倉庫を管轄する税関へ必要事項を記載した「輸入(納税)申告書」に必要書類を添付して輸入申告を行います。税関の検査が必要とされる貨物については必要な検査を受けた後、関税等を納付する必要がある場合には、これらを納付して、輸入許可を受けます。貨物はこの輸入許可の後に、引き取ることができるようになります。

通関業者に輸入通関手続を依頼する場合は、通関代行料などがかかります。前もって料金を確認しておいて下さい。



通関手続について、以下の書類等が必要となる場合があります。具体的な内容については、最寄りの税関にご確認ください。

- ① 仕入書(INVOICE)
- ② 梱包明細書(PACKING LIST)
- ③ 船荷証券  
(BILL OF LADING、通称B/L)、
- ④ 航空貨物運送状  
(Air WayBill、通称AWB)
- ⑤ 保険明細書(保険をかけている場合)
- ⑥ 到着通知(Arrival Notice)の写し
- ⑦ 荷渡指図書  
(Delivery Order 通称D/O)
- ⑧ 搬入確認書  
他法令の許可、承認証(植物防疫法、家畜伝染病予防法、食品衛生法などの関税関係法令以外の法令による許可・承認が必要な場合)



## Q2

輸入が禁止又は規制されている品物には  
どういうものがありますか？

A. 次のような品物は輸入が禁止あるいは規制されています。これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命じられることがあります。  
詳細は最寄りの税関までお問い合わせください。

輸入が  
禁止されて  
いる品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA、指定薬物(医療等の用途に供するため輸入するものを除く。)などの不正薬物
- 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品  
(注)上記のほかに家畜伝染病予防法、植物防疫法、外来生物法などで輸入が禁止されているものがあります。詳細は最寄りの動物検疫所、植物防疫所及び地方環境事務所等にご相談ください。

輸入が  
規制されて  
いる品物

a 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)に基づき、動植物の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、この条約で定められた機関の発行する書類等がないと輸入できません。これらは生きている動植物だけでなく、漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。

### ワシントン条約により持ち込みが規制されているもの(代表例)

加工品・ 製品	毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、クマ等
	ベルト・財布・ ハンドバッグ 等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、 トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
	象牙・同製品	インドゾウ及びアフリカゾウ
	はく製	ワシ、タカ、ワニ、センザンコウ等

加工品・ 製品	そ の 他	ジャコウジカ・トラ・クマ等の成分を含む漢方薬、ヘビの皮革を利用した楽器(胡弓)、シャコガイの製品、オウムの羽飾り、クジャクの羽(一部)、サンゴの製品(一部)、チョウザメの卵(キャビア)、ウナギ(ヨーロッパウナギ)の製品、石斛、木香、天麻、沈香、西洋人参等が含まれる食品や薬等
	サ ル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
生きて いる 動植物	オウム(全種)	オウム、インコ類(コザクラインコ、セキセイインコ、オカメインコ及びホンセイインコを除く。)
	植 物	ラン全種、サボテン全種等
	そ の 他	ワシ、タカ、リクガメ、ヘビ(一部)、アロワナ(一部)等

- b 食品(個人用を除く)、植物(果物、野菜、米などを含む)、動物(鳥類、生肉、乾燥肉、ハムなどを含む)これらのものは検疫等を受けた後でなければ輸入できません。
- c 猟銃、空気銃、刀(刃渡15cm以上)・剣(刃渡5.5cm以上)など都道府県公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続をとった後でなければ輸入できません。
- d 医薬品、化粧品などについては、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

- 医薬品及び医薬部外品 ..... 2カ月分以内  
(処方せん医薬品は1カ月分以内)
- 外用剤(処方せん医薬品等は除く) ..... 1品目24個以内
- 化粧品 ..... 1品目24個以内
- 家庭用医療機器(電気マッサージ器など) ..... 1セット

これらを超えるものについては、厚生労働省の手続が必要です。  
(ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。)

## 注 意 !

大麻草の種子の輸入は規制されています。また、大麻草の不正栽培や、そのために大麻草の種子を所持したり、提供することは、大麻草の栽培の規制に関する法律で処罰されます。

## 輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先

a. 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課

TEL 03-3501-1511㈹

b. 最寄りの検疫所、植物防疫所、動物検疫所

c. 最寄りの警察署

d. 関東信越厚生局 TEL 048-740-0800

近畿厚生局 TEL 06-6942-4096

九州厚生局沖縄麻薬取締支所 TEL 098-854-2584

## Q3

関税について教えてください。

A. 海外から商品を輸入する場合、個人使用の品物又は贈り物であっても、原則として、その商品に対して関税が課されることとなります。その関税率は品目ごとに設定されています。

なお、一般貨物で、課税価格の合計額が20万円以下の場合には、簡易税率が適用されます。

### 課税価格の計算方法

ご自身の個人的使用の目的で輸入する貨物の課税価格は、海外小売価格に0.6を掛けた金額となります。その他の貨物の課税価格は、商品の価格に運送費及び保険料を足した金額になります。

### 課税価格が1万円以下の場合

原則として、関税、消費税及び地方消費税は免除されます。ただし、酒類には酒税、たばこにはたばこ税及びたばこ特別税がそれぞれ課税されます。

#### 〔〕注

① 個人用の米については、一人当たり年間100kgの範囲内で関税等が免除されます。この場合には、地方農政局又は地方農政事務所に提出した「米穀の輸入に関する届出書」(税関提出用)を税関に提出してください。なお、一人当たり年間100kgを超える場合には、関税等の納付を要するほか、納付金の納付が必要となります。

② 次のような品物は、個人的な使用に供されるギフトである場合を除き、課税価格が1万円以下であっても関税等は免除されません。

革製のバッグ、パンスト、タイツ、手袋、履物、スキーブーツ、ニット製衣類等

#### 総額20万円以下の貨物の場合

簡易税率は、大きく7つの区分に分けられています(「少額輸入貨物に対する簡易税率表」を参照)。この簡易税率は、携帯品及び別送品、関税が無税または免税になる物、わが国の産業への影響を考慮し簡易税率を適用することが適当でないとされている物には適用されません。

また、輸入者が、これら輸入貨物の全部について一般の関税率の適用を希望した場合には、一般的の関税率を適用します。

なお、貨物を輸入する際には、関税のほかに内国消費税等(消費税、酒税など)が課されます。

#### 一般の関税率の適用について

簡易税率の適用を希望しない場合には、一般的の関税率を適用することとなります。

「一般税率によることを希望する。」旨の申し出は、納税前に行ってください。納税後の申し出は受け付けられない場合があります。

一旦、「一般税率によることを希望する。」旨の申し出をした後、簡易税率への変更を申し出ることはできませんのでご注意ください。

#### 少額輸入貨物に対する簡易税率表(例示)(総額20万円以下)

品名	税率
(1) ワイン	1リットルにつき 70円
(2) 焼酎等の蒸留酒	1リットルにつき 20円
(3) 清酒、りんご酒 など	1リットルにつき 30円

2. トマトソース、氷菓、なめした毛皮(ドロップスキン)、毛皮製品など	20%
3. コーヒー、茶(紅茶を除く)、なめした毛皮(ドロップスキンを除く)など	15%
4. 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み及びクロセ編みのものを除く)など	10%
5. プラスチック製品、ガラス製品、卑金属製品、玩具など	3%
6. ゴム、紙、陶磁製品、鉄鋼・すず製品など	無税
7. その他のもの	5%

#### 〔〕注

① 内国消費税(消費税、酒税など)及び地方消費税は別途課税されます。また、関税無税のものは、内国消費税及び地方消費税のみが課税されます。

② 「少額輸入貨物に対する簡易税率」が適用されない主な品目は以下のとおりです。

- 米などの穀物とその調製品
- ミルク、クリームなどとその調製品
- ハムや牛肉缶詰などの食肉調製品
- たばこ、精製塩
- 旅行用具、ハンドバッグなどの革製品
- ニット製衣類
- 履物
- 身辺用模造細貨類(卑金属製のものを除く)

#### 総額20万円を超える貨物の税率

一般的の関税率を適用することとなります。詳しくは輸入を予定している港等の税関、又は最寄りの税関の税關相談官にご相談ください。

#### 注意!

近年、たばこを不正に輸入しようとする行為が増加しています。たばこは課税価格の多寡に関わらず、たばこ税及びたばこ特別税が課されます(紙巻たばこの場合1カートンあたり3,000円)ので、正しく品名・数量を申告してください。

また、インターネットにおいて、たばこの個人輸入手続代行サービスを手掛けるサイトが多数存在しますが、中にはたばこ税等の脱税をほのめかすサイトもあります。安易に利用した場合、法令により処罰されることもありますのでご注意ください。

輸出

貨物を輸出しようとするときは、税関へ輸出の申告を行い、貨物につき必要な検査を経てその許可を受けなければなりません。

輸出の申告は、貨物の輸出者が輸出の許可を受けるために税関に対して行いますが、貨物の輸出者から委任を受けて、通関業者が代理申告することもできます。

国際宅配便を利用した場合の通関手続は、通関業者が代行します。その場合、代行手数料などがかかりますので、前もって料金を確認してください。

## Q4

輸出が禁止又は規制されている品物には  
どういうものがありますか？

A. 輸出が禁止あるいは規制されている品物には主に以下の  
ようなものがあります。詳細は最寄りの税関までお問い合わせください。

輸出が  
禁止されて  
いる品物

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMAなどの不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する品物

輸出が  
規制されて  
いる品物

植物(果物、野菜、米等を含む)や動物(鳥類、生肉、乾燥肉、ハム等を含む)は種類によっては検疫を受ける必要があります。また、銃砲や高性能パソコンなどは輸出貿易管理令により輸出が規制されており、このような品物を輸出する場合には、事前に経済産業省で手続を行い、税関の確認を受ける必要があります。

詳細は、最寄りの植物防疫所(植物関連)や動物検疫所(動物関連)のほか、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部  
安全保障貿易管理課(輸出貿易管理令関連)

TEL 03-3501-1511(代)にお問い合わせください。



### 送り先の国ごとの禁制品

上記以外にも、各国で取り決められた禁制品がある場合があります。  
輸出できるものかどうか事前に各国の在日大使館等にお確かめください。

## Q5

海外通販で個人用物品を輸入しましたが、

注文したものと異なっていたので、

海外へ返送(輸出)しようと思います。

輸入した際に支払った関税等の払戻しを受けるためにはどのような手続が必要ですか？

A. 海外通販で個人用物品を輸入した際に納めた  
関税等の払戻しを受けるためには、個人用物品  
を海外へ返送(輸出)する前に関税等の払戻し  
の手続を行う必要があります。

ただし、原則として、輸入が許可された日から6ヶ月以内であること、返送することについて相手方が了承していること、輸入時の性質及び形状に変更が加えられていないものであることが条件となります。

### 関税等の払戻し手続について

- ① 海外へ返送(輸出)する物品を保税地域に搬入した後、税関に「違約品等保税地域搬入届」を2通提出し、「違約品等保税地域搬入届受領書」の交付を受けます。
- ② 税関に対する違約品等の輸出の申告の際に、次の書類を税関に提出して関税等の払戻し申請を行います。
  - ① 「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」(2通)
  - ② 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類(カタログ、注文書又は納品書等)
  - ③ 「輸入許可書」又はこれに代わる税関の証明書(1通)
  - ④ 「違約品等保税地域搬入届受領書」

※詳しくは輸出を予定している港等の税関又は最寄りの税関の税關相談官にご相談ください。

※郵便で返送される場合の手続きは、パンフレット「国際郵便(国際郵便物の通関手続のしおり)」のQ4をご覧ください。